

漁業法第 32 条第 2 項の規定に基づき知事が行う助言、指導又は勧告に関する運用指針 新旧対照表

改正後		現行	
<p>第 1 くらまぐる (小型魚)</p> <p>くらまぐる (小型魚) (第 1 において単に「小型魚」という。)に係る法第 32 条第 2 項規定に基づいて知事が行う助言、指導又は勧告の運用は、次に定めるとおりとする。</p> <p>1 法第 32 条第 2 項第 1 号に掲げる場合</p>		<p>第 1 くらまぐる (小型魚)</p> <p>くらまぐる (小型魚) (第 1 において単に「小型魚」という。)に係る法第 32 条第 2 項規定に基づいて知事が行う助言、指導又は勧告の運用は、次に定めるとおりとする。</p> <p>1 法第 32 条第 2 項第 1 号に掲げる場合</p>	
<p>知事管理区分における小型魚の漁獲量の総量の当該知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量に占める割合</p>		<p>知事管理区分における小型魚の漁獲量の総量の当該知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量に占める割合</p>	
知事管理区分	神奈川県くらまぐる (小型魚) 漁船漁業	70パーセントを超えるおそれがあると認めるとき	次の措置の実施を助言する ・1.5 キログラム未満の小型魚を再放流する ・1週間に1日以上以上の休漁を行う
		80パーセントを超えるおそれがあると認めるとき	次の措置の実施を指導する ・小型魚を獲ることを目的とした操業を行わない ・1.5 キログラム未満の小型魚を再放流する ・1週間に1日以上以上の休漁を行う ・小型魚を 1 日当たり 10 キログラム以上水揚げした場合は、その後4日間は小型魚を再放流する
		90パーセントを超えるおそれがあると認めるとき	次の措置の実施を勧告する ・小型魚を獲ることを目的とした操業を行わない ・小型魚を再放流する
知事管理区分	神奈川県くらまぐる (小型魚) 漁船漁業	7割を超えるおそれがあると認めるとき	次の措置の実施を助言する ・1.5 キログラム未満の小型魚を再放流する ・1週間に1日以上以上の休漁を行う
		8割を超えるおそれがあると認めるとき	次の措置の実施を指導する ・小型魚を獲ることを目的とした操業を行わない ・1.5 キログラム未満の小型魚を再放流する ・1週間に1日以上以上の休漁を行う ・小型魚を 1 日当たり 10 キログラム以上水揚げした場合は、その後4日間は小型魚を再放流する
		9割を超えるおそれがあると認めるとき	次の措置の実施を勧告する ・小型魚を獲ることを目的とした操業を行わない ・小型魚を再放流する

改正後			現行		
神奈川県くろまぐろ(小型魚)定置漁業	70パーセントを超えるおそれがあると認めるとき	次の措置の実施を助言する ・1.5 キログラム未満の小型魚を再放流する ・1週間に1日以上以上の休漁を行う	神奈川県くろまぐろ(小型魚)定置漁業	7割を超えるおそれがあると認めるとき	次の措置の実施を助言する ・1.5 キログラム未満の小型魚を再放流する ・1週間に1日以上以上の休漁を行う
	80パーセントを超えるおそれがあると認めるとき	次の措置の実施を指導する ・1.5 キログラム未満の小型魚を再放流する ・1週間に1日以上以上の休漁を行う ・小型魚を1日当たり10キログラム以上水揚げした場合は、その後4日間は小型魚を再放流する		8割を超えるおそれがあると認めるとき	次の措置の実施を指導する ・1.5 キログラム未満の小型魚を再放流する ・1週間に1日以上以上の休漁を行う ・小型魚を1日当たり10キログラム以上水揚げした場合は、その後4日間は小型魚を再放流する
	90パーセントを超えるおそれがあると認めるとき	次の措置の実施を勧告する ・小型魚を再放流する		9割を超えるおそれがあると認めるとき	次の措置の実施を勧告する ・小型魚を再放流する
2 (略)			2 (略)		
第2 くろまぐろ(大型魚)			第2 くろまぐろ(大型魚)		
くろまぐろ(大型魚)(第2において単に「大型魚」という。)に係る法第32条第2項規定に基づいて知事が行う助言、指導又は勧告の運用は、次に定めるとおりとする。			くろまぐろ(大型魚)(第2において単に「大型魚」という。)に係る法第32条第2項規定に基づいて知事が行う助言、指導又は勧告の運用は、次に定めるとおりとする。		
1 法第32条第2項第1号に掲げる場合			1 法第32条第2項第1号に掲げる場合		
知事管理区分における小型魚の漁獲量の総量の当該知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量に占める割合	知事が当該知事管理区分において小型魚の採捕をする者に対してする助言、指導又は勧告の内容		知事管理区分における大型魚の漁獲量の総量の当該知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量に占める割合	知事が当該知事管理区分において大型魚の採捕をする者に対してする指導の内容	
知事管理区分 神奈川県くろまぐろ(大型魚)漁船漁業	80パーセントを超えるおそれがあると認めるとき	次の措置の実施を助言する ・大型魚の水揚げを1日あたり1尾までとし、その他の大型魚は再放流する。	7割を超えるおそれがあると認めるとき	次の措置の実施を指導する ・大型魚の水揚げを1日あたり1尾までとし、その他の大型魚については再放流する。それに加えて、大型魚を水揚げした場合は、その後4日間は大型魚を再放流する。	
	90パーセントを超えるおそれがあると認めるとき	次の措置の実施を指導する ・大型魚の水揚げを1日あたり1尾までとし、その他の大型魚は再放流する。 ・大型魚を水揚げした場合は、その後4日間は大型魚を再放流する。			

改正後			現行
	<u>95パーセントを超えるおそれがあると認めるとき</u>	<u>次の措置の実施を勧告する</u> ・ <u>大型魚を獲ることを目的とした操業を行わない</u> ・ <u>大型魚を再放流する</u>	2 (略) 附 則 (施行期日) 1 この指針は、令和3年4月30日から施行する。
神奈川県くろまぐろ(大型魚)定置漁業	<u>80パーセントを超えるおそれがあると認めるとき</u>	<u>次の措置の実施を助言する</u> ・ <u>大型魚の水揚げを1日あたり1尾までとし、その他の大型魚は再放流する。</u>	
	<u>90パーセントを超えるおそれがあると認めるとき</u>	<u>次の措置の実施を指導する</u> ・ <u>大型魚の水揚げを1日あたり1尾までとし、その他の大型魚は再放流する。</u> ・ <u>1週間に1日以上以上の休漁を行う。さらに、大型魚を水揚げした場合は、その後4日間は大型魚を再放流する。</u>	
	<u>95パーセントを超えるおそれがあると認めるとき</u>	<u>次の措置の実施を勧告する</u> ・ <u>大型魚を再放流する</u>	
2 (略)	附 則 (施行期日) 1 この指針は、令和3年4月30日から施行する。 2 この指針は、令和7年4月1日から施行する。		